

却 下 通 知

2015年6月26日

異議申立人 殿

独立行政法人国際協力機構
異議申立審査役
安念潤司
原科幸彦

貴殿の異議申立（2015年5月25日付受理）については、却下となったことをお伝えします。詳細については同封の「検討結果」をご覧ください。

申立却下の主な理由は、以下のとおりです。

申立人が主張する「ボホール州パングラオ島タンナンのタブアンビーチに建設を計画している港湾」の建設計画とは、JICAの協力事業の下で、コントラクターが施主であるフィリピン運輸通信省（DOTC）に提案した仮設栈橋と考えられるものの、同仮設栈橋はフィリピン運輸通信省（DOTC）が建設を認可しなかったため、建設されない旨既に決定されていることが確認されています。同仮設栈橋が建設されない以上、申立人が主張する被害が発生する可能性は考えられませんので、却下致します。

改めて、異議申立手続にご関心をいただき、有難うございました。

以上

検討結果

1. 申立書の形式要件

全ての項目につき英語で記載されている。

2. 手続開始要件

(1) 申立人の要件

申立書はプロジェクト所在国の2人以上の住民により提出されている。

(2) 対象プロジェクト

申立書から対象プロジェクトを特定した結果、申立対象プロジェクトはJICAの協力事業であることが確認されている。

(3) 期間

案件に関するカテゴリ分類結果の情報公開以降、案件が終了するまでの期間に異議申立が提出されている。

(4) 申立人に対して生じた現実の被害または相当程度の蓋然性で将来発生すると考えられる被害

申立人に対して生じた現実の被害または相当程度の蓋然性で将来発生すると考えられている被害について、申立書に具体的な記載がある。

しかしながら、将来発生し得る被害の原因として申立人が主張する仮設栈橋建設計画は、コントラクターが施主であるフィリピン運輸通信省（DOTC）に提案したものの、フィリピン運輸通信省（DOTC）が認可しなかったため建設されない旨既に決定されていることが確認されている。仮設栈橋が建設されない以上、申立人が主張する被害が発生する可能性は考えられない。

(5) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項および不遵守の事実

申立書に不遵守の条項については記載がないものの、「適切な公聴会を開くことなく、環境影響評価調査を実施せず、影響緩和計画を作成していない」との記載がある。

(6) ガイドライン不遵守と具体的被害の因果関係

申立人は、提案されている資材の荷卸しのための構造物が建設され運用された場合、海洋保護区に被害が発生する可能性があるとして主張しており、相当程度合理性がみとめられる記載があると考えられる。

(7) プロジェクト実施主体との協議の事実

申立人が記載するプロジェクト実施主体との協議の事実からは、申立人が相手国等に十分な対話の呼びかけを行っていることは確認できない。

(8) JICA との協議の事実

申立人はJICAフィリピン事務所に対して電話による連絡をしているが、事業担当部署との十分な対話がされた記録は確認できない。

(9) 濫用の防止

異議申立の濫用の懸念はないと考えられる。

[END]